

## 6 東京一極集中是正及び地方の持続的な成長を促進するための 「地方拠点強化税制」の本市全域への優遇対象拡大

「地方拠点強化税制」については、根拠法の附則等に「施行後3年以内に再検討」と明記され、平成30年はその3年目となります。これについては、東京一極集中の是正及び地方の持続的な成長を促進するため、実態を反映した優遇地域の対象拡大が課題であり、再検討に当たり、改めて見直しを求めます。

### 提案・要望事項

東京一極集中是正及び地方の持続的な成長を促進するための  
「地方拠点強化税制」の本市全域への優遇対象拡大

(内閣官房, 内閣府, 経済産業省)

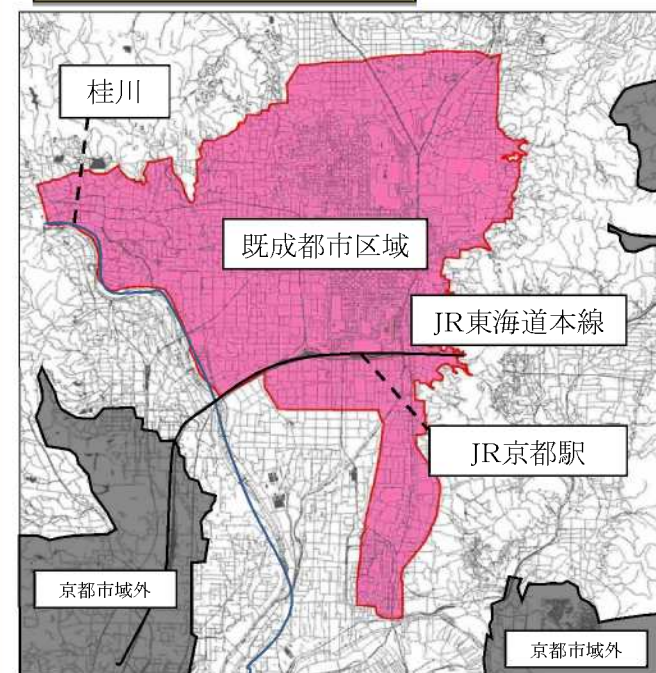
## 現状・課題

- ① 地方創生の目的は、「人口減少の歯止め」・「東京一極集中の是正」であり、「地方拠点強化税制」では、三大都市圏の既成都市区域が税優遇の対象外（本市の市街地のほぼ全域が該当）
- ② 税優遇対象外の地域は、近畿圏整備法制定当時の国勢調査（昭和35年）の人口集中地区人口を基に設定されており、**現在の都市の実態は未反映**
- ③ 本市が税優遇の対象外であるため、企業の減少傾向に歯止めがかからず、今後の京都のまちづくりはもとより、周辺市町村、ひいては国の取組に大きな支障となるおそれ
- ④ 根拠法である地域再生法（平成27年8月10日改正法施行）の附則に「**施行後3年以内に再検討**」と明記
- ⑤ 優遇対象外の区域内には、まとまった敷地を有する企業（株島津製作所、三菱自動車工業株、ローム株等）が立地しており、研究所等の新築や建替の需要が期待されるが、一方で、法施行以降に市外へ転出した事例が見受けられる。

（参考）政令指定都市の人口

昭和35年（1960年）			昭和60年（1985年）			平成27年（2015年）		
順位	都市名	総人口（人）	順位	都市名	総人口（人）	順位	都市名	総人口（人）
1	大阪市	3,011,563	1	横浜市	2,992,926	1	横浜市	3,726,167
2	名古屋市	1,697,093	2	大阪市	2,636,249	2	大阪市	2,691,742
3	横浜市	1,375,710	3	名古屋市	2,116,381	3	名古屋市	2,296,014
4	京都市	1,295,012	4	札幌市	1,542,979	4	札幌市	1,953,784
5	神戸市	1,113,977	5	京都市	1,479,218	5	福岡市	1,538,510
6	北九州市	986,401	6	神戸市	1,410,834	6	神戸市	1,537,860
7	福岡市	682,365	7	福岡市	1,160,440	7	川崎市	1,475,300
8	川崎市	632,975	8	川崎市	1,088,624	8	京都市	1,474,570
9	札幌市	615,628	9	北九州市	1,056,402	9	さいたま市	1,264,253
10	広島市	590,972	10	広島市	1,044,118	10	広島市	1,194,507
11	仙台市	459,876	11	さいたま市	821,854	11	仙台市	1,082,185

京都市の既成都市区域図



京都市の市街地のほとんどが既成都市区域となっており、**地方拠点強化税制の税優遇を受けることができない**

## 要望

**京都市全域が税優遇対象となるよう、最新の人口動態等を考慮した区域設定への見直しが必要**

## 効果

京都市への企業移転の促進及び京都市外への企業流出を防止することにより、外部の優れた人材、新たな技術や経営ノウハウも取り込み、京都ならではの魅力が更に向上。その結果、京都市が周辺市町村を牽引する存在となり、真に都市特性を生かした魅力あふれる地方創生を推進